

## 江南市子ども・子育て会議条例

江南市保育問題審議会条例（昭和51年条例第10号）の全部を改正する。

### （設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、江南市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）法第77条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事。

### （組織）

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （2）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （3）関係団体の代表者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）公募により選定された者
- （6）その他市長が必要と認める者

### （任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### （会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、そ

の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対して資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。